

1. はじめに

これまでの精神障害者の対策は、医療・保健面のみが重視され福祉サイドからの施策は不十分であった。1987年9月の精神保健法の施行で初めて法的に精神障害者の社会復帰の促進と福祉が法の目的として掲げられた。精神障害者の福祉および社会復帰について、法的に規定されたことは評価して良いであろう。しかし、社会復帰施設の設置のみに終始しており、積極的な精神障害者の地域生活維持のための施策に欠けている。また、施設の運営には、資金面、マンパワーの面で多くの問題を抱えている。また、入院患者の約3割は受皿があれば退院できるといわれているが入院中心の医療状況は変わっていない。

PSWは、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的社会的活動を実践の基盤としているが、特に、福祉については、精神障害者の生活問題について、社会福祉的諸方法を用い、精神障害者とともに、彼等のニーズにもとずいてその問題解決にあたる。これら、社会福祉の観点から、精神保健法における福祉問題と法制定後の福祉状況について考えたい。

2. 身体障害者福祉法との福祉理念の比較

1981年の国際障害者年の「すべての障害者の完全参加と平等」の理念、ノーマライゼーションの考え方は、精神障害者の地域生活の維持、発展にも大きな影響を与えた。しかし、これらの理念は、他障害者と精神障害者では大きな差があるように思われる。身体障害者福祉法では、「すべての身体障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と、自立への努力と社会参加の機会について述べられている。しかし、精神保健法では、精神障害者については、社会参加について触れていない。精神障害者にとっても、障害者自身がその障害を克服するとともに社会参加の機会を与えられ、そのための方策が講じられる必要があるだろう。それは、障害者の能力や症状を無視して行なわれるものでないことは勿論であるが――。

これは、精神障害者については、「病者」から、「回復途上者」まで一括して精神障害者として括っており、医療に重点が置かれる人々も、福祉面や社会復帰を重視すべき必要がある人々も、すべてこれまで医療の枠組で扱ってきた為に彼らの疾病の治療、それも入院中心の医療が主流を占め精神障害者を生活者としての彼等の生活や福祉がないがしろにされてきた

長年の集積の結果ではなかろうか。勿論、これまで、精神障害者の地域生活の維持のための援助をしてこなかったわけではない。日夜彼等のために奮闘していた従事者もいる。しかし、それは、病院にしる保健所にしる従事者個人の努力であったり、少数の者の実践に過ぎず病院全体のもの、保健所をあげてとはなりにくかった。地域精神活動を通して地域で生活する人々は増加し、多くのPSWはそれらの人々の生活を支える関わりの経験を積んだ。しかしながら、病院医療が中心の我が国の精神障害者医療は変わらず、精神病院の入院患者は一向に減少しない。勿論、精神障害者の医療は重要であるが、それに留まらず、医学モデルから生活モデルによるアプローチが検討され、障害を持つ人も、健常者も、精神障害者も、身体障害者、精神薄弱者も老人も、地域社会のなかで生活する事が当たり前であって欲しい。そして、地域社会で生活するために必要な施策が障害者の種別に関係なく行なわれることが理想であろう。

3. 精神障害者社会復帰施設の設置について

精神障害者社会復帰施設が精神保健法に規定されたが、昭和63年4月、「精神障害者社会復帰施設設置は、社会福祉法人、医療法人等の民間が主体となって促進を図ることを期待するとともに、都道府県、市町村はその補完的な取り組みを行なうものであること。したがって、これより、改正後直ちに地方公共団体が設置することを意味するものではない」という医療局長の通知が出された。

都道府県は精神障害者社会復帰施設（以下復帰施設と略す）を設置することができるようになっており、義務規定ではないうえに、このような通知は、地方公共団体の復帰施設建設を一層消極的にさせるものである。住友（やどかり研究所）の1988年の調査によれば、民間の復帰施設の自己資金は1,700万～2,400円であったという。これには、当然のこと、土地は自前であるから相当の資金が必要となり、民間の団体ではこれらの自己負担分を負うことは困難であろう。従って、復帰施設の約半数が医療法人によるものであることは、資金の面から考えて当然のことといえよう。医療法人による施設の全てではないにしろ、病院と同敷地内での、医学的モデルの色彩の濃厚な施設では、単に住む物理的環境と名称が変化しただけという状況になる。復帰施設は、地域に開かれ、入所者の自発性と自立性が尊ばれ、生き生きと生活できる場でなければならない。そのよ

うな施設である為には、今後、地方公共団体の復帰施設建設を義務づけること、民間団体の施設建設を市町村が援助していく体制を作り、精神障害者の主体性を重んじた施設ができるようにすべきであろう。

4. 復帰施設の運営の現状

復帰施設の職員は、精神薄弱者施設をもとに考えられている。しかし、援護寮の入所者20名に対し職員4名、福祉ホーム入所者10名に職員1名という人員配置では、社会での対人関係、ちょっとした刺激や変化に対処することが困難で不安定になり易い精神障害者の24時間ケアは無理があり、極端に言えば、夜も昼も職員がその対応に追われて過労や精神的負担を背負っている。

精神病院では、自分で決定することなどなく病院職員の言う通りにしていれば済み、そのほうが病院職員も管理しやすく入院患者に自分でやらせようという努力はしない。入所者が彼にとってより良い自己決定ができるよう施設ワーカーは援助する。また、銀行口座を設けることや転入の手続き、お金の管理など社会生活を継続している者にとっては何でのないことのひとつひとつの処理が不安になる。そのような事を実際の体験を通して学び、身につけるように指導する。

運営費の捻出も並大抵ではない。復帰施設は運営補助体制で運営されるため、運営費4分の1を利用者から徴収するが、平成2年度から被保護受給者に対し、「施設基準」枠を適用した結果、生活保護受給者が利用者負担を支払うと、生活保護による最低限の日用品費すら削減することになり、同時に施設運営側にとっても運営財源の破綻につながり、生保受給者の受け入れが困難となる。そこで、PSW協会として、1991年7月、厚生大臣宛に、以下の3点を要望した。

- ① 精神障害者社会復帰施設整備費及運営補助基準額について、類似する身障精薄施設との格差を是正し、大幅な増額をはかること。
- ② 現行施設建設・運営費のいわゆる設置主体4分の1を公的負担とすること。
- ③ 精神障害者社会復帰施設を運営するうえで支障のないような「概算払い」を都道府県で実施するよう指導すること。

5. 他障害者の福祉施策から

他障害者の施策に盛り込まれているが、精神障害者には無いものとし

て、福祉工場がある。精神障害者の作業所は、昼間の居場所としての利用から就労の前訓練とさまざまなニーズに応えなければならないのが現状であり、一方、精神障害者授産施設は、その内容が作業所とほとんど変わらない施設もある。就労前訓練や雇用対策に対して、働くことが強制されると否定的意見もある。しかし、「働きたい」「職につきたい」と希望していても適当な職場が無かったり、就労から長期間離れていたため働くことが困難な者もいる。福祉工場を精神障害者の保護雇用対策として取り入れ、多種類の施設や対策が存在し、それぞれが自己に適した資源を利用できることが大事ではないだろうか。

また、労働の分野としての障害者雇用が整備されてきたが、精神障害者に対しては、いまだ皆無に近い。精神障害者の場合は、疾病と障害が併存することや容易に不安定となり、就労困難となる場合もあることから就労継続やその援助が困難なことも精神障害者の雇用対策が不十分な要因となっているであろう。通院リハビリテーション事業の推進も含め、職親の開拓や、訓練中の対象者の相談や援助、協力事業所との連携などワーカーとして地域のなかでの役割分担を決めることが必要となろう。

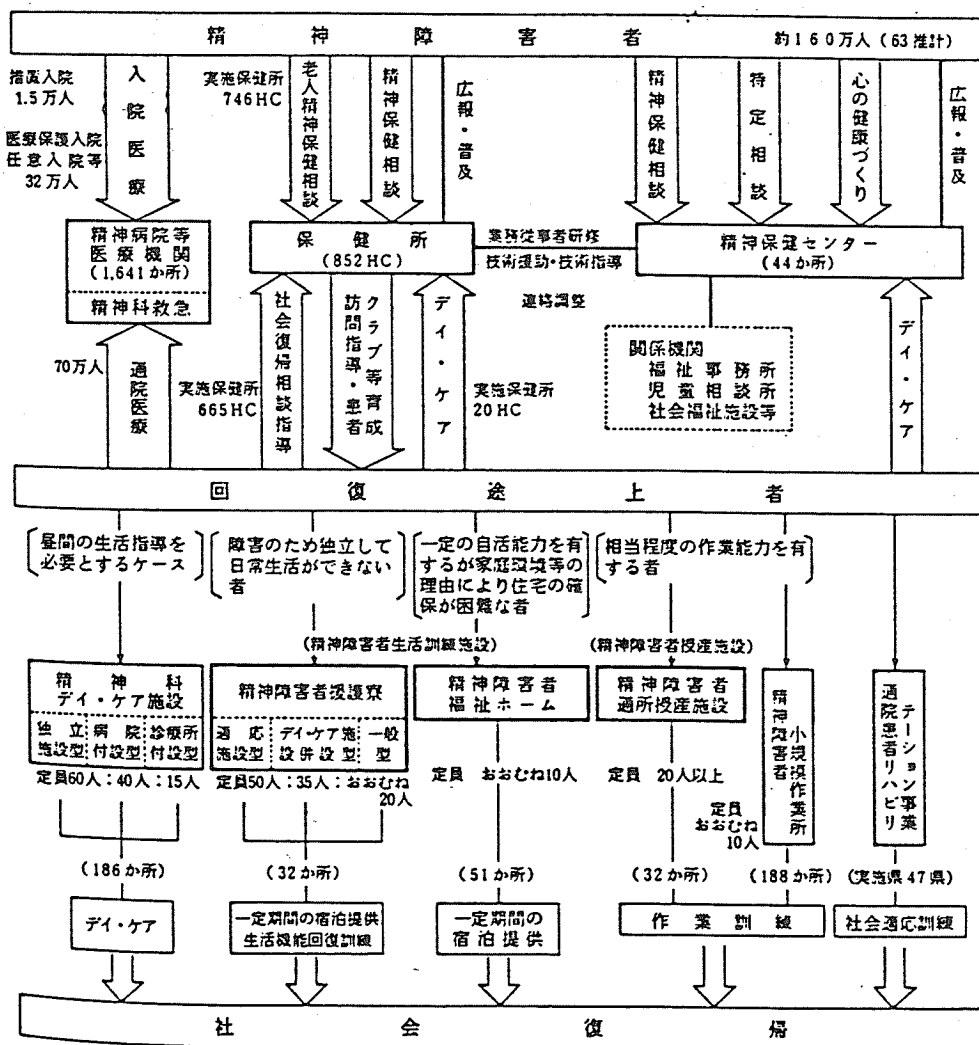
「障害者の雇用の促進等に関する法律」により精神障害者もそのサービスの対象となり職場適用訓練制度が適用されるようになったが、その利用は少ない。また、障害者雇用率については精神障害者はカウントされず、雇用納付金に基づく助成制度も適用されない。しかし、それらを精神障害者の職場定着のための指導員や相談員を配置するなどに助成するなら、精神障害者の就労を継続させることに役立つであろう。

6. その他

保健所のデイケアや社会復帰相談指導など、医学モデルとは異なった社会復帰事業を更に充実させることが重要である。医療機関とは別な場にも仲間との居場所があり、孤独から開放され、支え合い、信頼できる人々がいることで大切である。しかし、保健所は、公衆衛生機関でその他の業務も多忙なため、精神保健業務に重きを置いていない保健所もある。精神保健活動や社会資源に恵まれている自治体とそうでない自治体によって、精神障害者の福祉や地域での生活を生き生きと維持できるかどうかは左右されることがないことをような施策を今後構築していく必要がある。

資料

I 精神障害者対策の概要（平成2年度）



II 精神障害者社会復帰施設概要

(精神薄弱者は除く)

	精神障害者福祉ホーム	精神障害者援護寮	精神障害者通所授産施設
施設の目的	家庭環境・住宅事情等の理由により住宅確保困難な一定程度の自活能力のある者に対して、一定期間利用させることにより生活の場を与え、社会復帰に必要な指導訓練を行う	回復途上にある精神障害者に一定期間利用させ、生活指導等を行い自立への促進を図る	相当程度の作業能力を有する精神障害者に利用させ、必要な訓練を行い自活を促進するための指導を行う。
利用対象	家庭環境、住宅事情等の理由により住宅確保困難な者 ①日常生活において介助を必要としない程度に生活習慣が確立している者 ②継続して就労できる見込みのある者	入院医療の必要はないが精神障害のため独立して日常生活を営むことが困難と見込まれる者で社会復帰を希望する者 ①共同生活を営める程度の者 ②神経科ディケア施設、精神障害者通所授産施設及び精神障害者小規模作業所等に通える程度の者	雇用されることが困難な精神障害者であって、かつ、将来就労を希望する者
定員	おおむね 10人	おおむね 20人	20人以上
利用期間	2年以内を原則とする。ただし、運営主体の長が、顧問医の意見等を聴いた結果、延長について真に止む得ないものと認める場合は、1年を超えない範囲で利用期間を延長できる。		利用者各人の作業能力等を勘案して当該施設において適宜決定する。
構造・設備	利用者1人に対する建物面積		
	23.3㎡以上	14.9㎡以上	15.8㎡以上
	施設に必要な設備 居室、娯楽室、調理室、浴室洗面所、便所、管理人室	居室、相談・指導室、静養室、食堂（調理コーナー）、娯楽室（食堂と兼）、浴室洗面所、便所、事務室、	事務室、食堂、静養室、便所作業室又は作業場、洗面所、集会室（食堂と兼）、
設備	設備の概要		
	居室：原則として1人1部屋とし、1人あたりの床面積は6.6㎡（収納・調理設備を除く）以上とする。	居室：1室の定員は4人以下とし、1人あたりの床面積は4.4㎡（収納設備を除く）以上とする。	作業室又は作業場：安全に作業に従事出来る必要な設備を設ける。
職員	管理人 1名、顧問医 1名	施設長 1名 ソーシャルワーカー 1名 専任職員 2名 顧問医 1名	施設長 1名 ソーシャルワーカー 1名以上 作業療法士 1名以上 専任職員 1名以上、 顧問医 1名、 （29名までは各1名とし、30人を超えて10人を増すことにいずれかの職種1名を置く）
食事	原則として自炊	必要に応じて給食業務を行うことができる。	
利用負担	(1) 施設の維持運営に必要な経費として経営主体が定めた利用料を負担するものとする。 (2) 飲食物費、日用品費、光熱水料等の利用者個人にかかる費用は、その実費を利用者の負担とする。		

Ⅲ 精神障害者及び精神薄弱者福祉施設の概要

	精 神 障 害 者	精 神 薄 弱 者
更生施設	現在更生施設について制度はない。 ＜緊急救護施設＞ 【目的】 生活保護法に基づき、入院治療を必要としない精神障害者で、すぐには社会復帰できない人を収容し、生活扶助を行い社会復帰に向けての訓練を行う。 【施設形態】 入所型（定員50名以上） 【運営主体】 府、市町村、社会福祉法人 【利用方法】 福祉事務所による措置	【目的】 18才以上の精神薄弱者を入所させ、その更生に必要な指導訓練を行う。 【施設形態】 通所型（定員20名以上） 入所型（定員50名以上） 【運営主体】 府、市町村、社会福祉法人 【利用方法】 福祉事務所による措置 【徴収金】 通・入所者または扶養義務者の収入額に応じて徴収する。 【施設運営費】 福祉事務所から措置費及び府から民間施設給与等改善費支弁
通所授産施設	【目的】 相当程度の作業能力を有する精神障害者を対象に、自活を促進するための必要な訓練を行う。 【施設形態】 通所型（定員20名以上） 【運営主体】 府・市町村・社会福祉法人・医療法人 【職員基準】 施設長(1) ソーシャルワーカー(1) OT(1) 専任職員(1) 顧問医(1) 【利用方法】 利用者と運営主体との契約 【施設運営費】 府より施設運営補助金、通所者からの利用料金（運営主体が定めた金額）	【目的】 18才以上の精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通・入所させ、自活及び就労に必要な訓練を行う。 【施設形態】 通所型（定員20名以上） 入所型（定員50名以上） 【運営主体】 府、市町村、社会福祉法人 【職員基準：通所型】 施設長(1) 医師(1) 生活指導員及び作業指導員(3) 等 【利用方法】 福祉事務所による措置 【徴収金】 通・入所者または扶養義務者の収入額に応じて徴収する 【施設運営費】 福祉事務所から措置費及び府から民間施設給与等改善費支弁

援 護 寮	【目的】 回復途上にある精神障害者を一定期間入所させ、生活訓練等を行い自立の促進を図る。 【施設形態】 入所型（定員概ね20名） 【運営主体】 府・市町村・社会福祉法人・医療法人 【職員基準】 施設長(1) ソーシャルワーカー(1) 専任職員(2) 顧問医(1) 【利用方法】 利用者と運営主体との契約 【施設運営費】 府からの施設運営補助金、利用者からの利用料金（運営主体が定めた額）	【目的】 職場に通勤させながら、一定期間入所させ自活に必要な指導を行うことにより、社会生活能力を向上させ円滑な社会復帰を図る。 【施設形態】 入所型（定員概ね20名） 【運営主体】 府・市町村・社会福祉法人 【職員基準】 寮長(1) 専任職員(2) 嘱託医(1) 【利用方法】 福祉事務所からの委託 【徴収金】 入所者または扶養義務者の収入額に応じて、事業費の支弁額を徴収 【施設運営費】 福祉事務所から事業費・日常諸費を支弁
福 祉 ホ ム	【目的】 家庭環境や住宅事情等の理由により、住宅の確保が困難な精神障害者で一定程度の生活能力のある人を対象に、一定期間入所させ社会復帰に必要な訓練を行う。 【施設形態】 入所型（定員概ね10名） 【運営主体】 府、市町村、社会福祉法人、医療法人 【職員基準】 管理人(1) 顧問医(1) 【利用方法】 利用者と運営主体との契約 【施設運営費】 府からの施設運営補助金、利用者からの利用料金（運営主体が定めた額）	【目的】 就労しているが、家庭環境や住宅事情等の理由により、生活の場の確保が困難な精神薄弱者を対象に、独立した生活を営むために利用させ、日常生活の安定を確保し、社会参加の助長を図る。 【施設形態】 入所型（定員概ね10名） 【運営主体】 府、市町村、社会福祉法人 【職員基準】 管理人(1) 【利用方法】 利用者と運営主体との契約 【施設運営費】 府から施設運営補助金、利用者から共益費（運営主体が定めた額）
グ ル ー プ ホ ム	現在制度はない。	【目的】 食事等の生活援助体制を備えた共同生活（グループホーム）を営む障害者に対し、日常生活での援助等を行うことにより、精神薄弱者の自立生活を助長する。 【施設形態】 入所型（定員4～5名） 【運営主体】 精神薄弱者援護施設・通動寮等の施設を運営する地方公共団体及び社会福祉法人 【職員基準】 世話人(1) 【利用方法】 援護の実施者（府・市及び福祉事務所を設置する町）が入所決定 【施設運営費】 援護の実施者は運営に係る必要な費用を支弁。家賃・飲食費等共通経費については入居者が負担。

(P.S.W 通信 NO.75)

Ⅳ 身体障害者・児、精神薄弱者・児関係施設一覧

分野	類型	施設区分・種別名	設置数	備考
身体障害者	リハビリテーション施設	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 重度身体障害者更生援護施設	4 5 1 6 3 1 4 6 1	厚生省 「社会福祉 施設調査」 1989.10.1 現在
	生活施設	身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム	2 0 3 9	
	授産施設 福祉工場	身体障害者授産施設 重度身体障害者授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者福祉工場	8 4 1 1 9 1 0 1 2 4	
	利用施設	身体障害者福祉センター（A 型） 身体障害者福祉センター（B 型） 在宅障害者デイ・サービス施設 障害者更生センター 補装具製作施設 点字図書館 点字出版施設 盲人ホーム	3 0 1 5 7 9 9 2 9 7 4 1 3 3 0	
精神薄弱者	リハビリテーション施設	精神薄弱者更生施設（入所） 精神薄弱者更生施設（通所）	8 2 9 1 1 7	
	生活施設	精神薄弱者通勤寮 精神薄弱者福祉ホーム	1 0 2 3 9	
	授産施設	精神薄弱者授産施設（入所） 精神薄弱者授産施設（通所） 精神薄弱者福祉工場	1 7 3 3 6 9 3	
児童福祉	障害区分の児童施設	精神薄弱児施設（入所） 自閉症児施設 精神薄弱児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 虚弱児施設 情緒障害児短期治療施設 肢体不自由児通園施設 重症心身障害児施設 肢体不自由児療護施設	3 0 9 8 2 1 6 2 2 2 0 2 7 7 2 3 3 1 3 7 1 6 2 8	

V 身体障害者・児、精神薄弱者・児関係施設の目的と対象者等の一覧（その1）

施設の種別	種別	入(通)所・利用別	設置主体	施設の目的及び対象者
身体障害者更生支援施設 肢体不自由者更生施設 (身障法29条)	第1種	入所 通所	国・都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の省 許可 ただし、指定委託の 対象となるのは、公立施設及び厚生大臣の指定を受けた社会福祉法人立の施設に限る。	肢体不自由者を入所又は通所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。
視覚障害者更生施設 (身障法29条)	第1種	入所 通所	同	視覚障害者を入所又は通所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を与える。
聴覚・言語障害者更生施設 (身障法29条)	第1種	入所 通所	同上	聴覚・言語障害者を入所又は通所させて、その更生に必要な指導及び訓練を与える。
内部障害者更生施設 (身障法29条)	第1種	入所 通所	同上	内臓の機能に障害のある者を入所又は通所させて、医学的管理の下に、その更生に必要な指導及び訓練を行う。
身体障害者療養施設 (身障法30条)	第1種	入所	同上	身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行う。
重度身体障害者更生支援施設 (身障法29条)	第1種	入所	同上	重度の身体障害者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う。
身体障害者福祉ホーム (身障法30条の2)	第2種	利用	都道府県 市町村 社会福祉法人 居出	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し自立した生活を営ませる。
身体障害者授産施設 (身障法31条)	第1種	入所 通所	国・都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の省 許可 ただし、指定委託の 対象となるのは、公立施設及び厚生大臣の指定を受けた社会福祉法人立の施設に限る。	身体障害者で雇用されることの困難なものを又は生活に困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ職業を与え、自活させる。
重度身体障害者授産施設 (身障法31条)	第1種	入所	同	重度の身体障害者で雇用されることの困難なものを入所させて、必要な訓練を行い、かつ職業を与え、自活させる。
身体障害者通所授産施設 (身障法31条)	第1種	通所	同上	身体障害者で雇用されることの困難なものを通所させて、必要な訓練を行い、かつ職業を与え、自活させる。
身体障害者福祉工場 (身障法31条)	第1種	入所	同上	重度の身体障害者で作業能力はあるが、職場の設備、構造、通勤時の交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、生活指導と健康管理のもとに健全な社会生活を営ませる。
身体障害者福祉センター (身障法31条の2)	第2種	利用	都道府県 市町村	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。
在宅障害者デイ・サービス施設 (昭55.9.26 社更178号)	第2種	利用	市町村	地域において、就労が困難な在宅身体障害者が、通所して創作的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高める。
身体障害者更生センター (身障法31条の2)	第2種	利用	同上	障害者とその家族が気軽に宿泊、休養でき、各種の更生相談に応ずるための便宜を供与する。
補装具製作施設 (身障法32条)	第2種	利用	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の省 許可	無料又は低額な料金で補装具の製作又は修理を行う。
点字図書館 (身障法33条)	第2種	利用	同上	無料又は低額な料金で点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供する。
点字出版施設 (身障法34条)	第2種	利用	同上	無料又は低額な料金で点字刊行物を出版する。

身体障害者・児、精神薄弱者・児関係施設の目的と対象者等の一覧（その2）

施設の種別	種別	入(通)所・利用別	設置主体	施設の目的及び対象者
自閉症児施設 (児福法42条)	第1種	入所	国・都道府県市町村社会福祉法人その他の者	自閉症児に対する医療、心理指導及び生活指導を行う。
精神薄弱児通園施設 (児福法42条の2)	第1種	通所	都道府県市町村社会福祉法人その他の者	精神薄弱の児童を毎日保護者のもとから通わせて、これを保護するとともに独立自活に必要な知識技能を与える。
盲児施設 (児福法43条)	第1種	入所	同上	盲児（強度の弱視児を含む）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする。
ろうあ児施設 (児福法43条)	第1種	入所	同上	ろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させて、これを保護するとともに独立自活に必要な指導又は援助をする。
難聴幼児通園施設 (児福法43条)	第1種	通所	同上	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて、指導訓練を行う。
虚弱児施設 (児福法43条の2)	第1種	入所	同上	身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図る。
肢体不自由児施設 (児福法43条の3)	第1種	入所	同上	肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
肢体不自由児通園施設 (児福法43条の3)	第1種	通所	同上	肢体不自由のある児童を通所によって治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
肢体不自由児療養施設 (児福法43条の3)	第1種	入所	同上	病院に入院することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させ、治療及び訓練を行う。
重症心身障害児施設 (児福法43条の4)	第1種	入所	同上	重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに治療及び日常生活の指導をする。
情緒障害児短期治療施設 (児福法43条の5)	第1種	入所	同上	軽度の情緒障害を有するおおむね12歳未満の児童を短期間入所させ、又は保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治す。
教養院 (児福法44条)	第1種	入所	国・都道府県市町村社会福祉法人その他の者	不良行為をなし、又なすおそれのある児童を入院させてこれを教養する。
児童館 (児福法40条)	第2種	利用	都道府県市町村社会福祉法人その他の者	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする。
児童遊園 (児福法40条)	第2種	利用	同上	児童に健全な遊びを与え、児童を個別的又は集団的に指導して、児童の健康を増進し情操を豊かにするとともに、事故による傷害の防止をはかる。
精神薄弱者療養施設 精神薄弱者更生施設 (精薄法18条)	第1種	入所	都道府県市町村社会福祉法人その他の者	18歳以上の精神薄弱者を入所（通所）させて、これを保護するとともにその更生に必要な指導及び訓練を行う。
精神薄弱者療養施設 (精薄法18条)	第1種	入所	都道府県市町村社会福祉法人その他の者	18歳以上の精神薄弱者であって、雇用されることが困難なものを入所（通所）させて自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させる。

身体障害者・児、精神薄弱者・児関係施設の目的と対象者等の一覧（その3）

施 設 の 種 別	種 別	入(通)所・利用別	設 置 主 体	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者
その他の社会福祉施設				
授産施設 (社事法2条)	第1種	通 所	都道府県 市 町 村 社会福祉法人 日本赤十字社	労働力の比較的低い生活困窮者に対し就労の機会を与え、または技能を修得させ、自立更生を図る。
宿所提供施設 (社事法2条)	第2種	利 用	同 上	住居をもたない要保護世帯及び低所得世帯に住宅を供与する。
盲人ホーム (社事法2条)	第2種	利 用	都道府県 市 町 村 社会福祉法人 その他の者	あん摩師、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し、施設を利用させるとともに必要な技術の指導を行い、もつて盲人の自立更生をはかることを目的とする。
精神薄弱者通動寮 (昭46.12.14 厚生省発児171号)	第2種	利 用	都道府県 市 町 村 社会福祉法人 その他の者	就労している精神薄弱者を職場に通動させながら一定期間入所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等自立自治に必要な事項の指導を行う。
精神薄弱者福祉ホーム (昭54.7.11 厚生省発児145号)	第2種	利 用	都道府県 市 町 村 社会福祉法人	就労している精神薄弱者であつて、家庭環境、住宅事情等の理由により、現に住居を求めているものに独立した生活を営むために利用させ、就労に必要な日常生活の安定を確保し、もつてその社会参加の助長を図る。
精神薄弱者福祉工場 (昭60.5.21 厚生省発児104号)	第1種	通 所	同 上	作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進する。
保護施設 (生保法38条)	第1種	入 所	都道府県 市 町 村 社会福祉法人 日本赤十字社	身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を入所させ生活の扶助を行う。
更生施設 (生保法38条)	第1種	入 所	同 上	身体上又は精神上の理由により養護及び補導を必要とする要保護者を入所させ生活の扶助を行う。
医療保護施設 (生保法38条)	第2種	利 用	同 上	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う。
授産施設 (生保法38条)	第1種	通 所	同 上	身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。
宿所提供施設 (生保法38条)	第2種	利 用	同 上	住居のない要保護者の世帯に対して住宅扶助を行う。

資料 1990年「国民の福祉の動向」

Ⅵ 身体障害者雇用納付金に基づく助成金制度の概要

番号	助 成 金	要 件	対象となる身障者等	助成率
1	身体障害者作業施設設置等助成金	1.新規雇入れ 2.作業を容易にする施設、設備の設置又は借上げ	身体障害者 精神薄弱者	2/3
2	重度障害者特別雇用管理助成金 イ第1種(通勤対策等)	1.雇用(新規雇入れを含む) (1)重度障害者用住宅の新築等 (2) " " 賃貸 (3)重度障害者等5人以上入居の住宅、指導員の配置 (4)通勤する重度障害者等5人以上、通勤用バスの購入	重度障害者、4級以上の下肢障害者・体幹機能障害者、脳病変による移動機能障害がある者、3級以上の視覚障害者、精神薄弱者、5級の下肢、移動、体幹障害の重複者	3/4
	ロ第2種(手話通訳担当者等)	(1)聴覚障害者3人以上、手話通訳担当者の委嘱 (2)内部障害者等3人以上、健康相談医師の委嘱 (3)重度障害者等5人以上、職業コンサルタントの配置	3級以上の聴覚障害者 内部障害者、脊髓損傷による3級以上の肢体不自由者、てんかん性発作を伴う精神薄弱者、重度障害者、4級以上の脳病変による上肢の機能の障害又は移動機能障害がある者、精神薄弱者	
3	身体障害者等能力開発助成金 イ第1種(施設設置等)	1.労働大臣が定める基準に適合する身体障害者等能力開発訓練を行う事業主又はその団体、専修学校又は各種学校を設置する学校法人、社会福祉法人その他身体障害者等の雇用促進の事業を行う法人 2.能力開発訓練のための施設設備の設置又は整備	身体障害者	4/5
	ロ第2種(運営費)	1.労働大臣が定める基準に適合する身体障害者等能力開発訓練事業の運営	精神薄弱者	運営費の3/4
	ハ第3種(受講)	1.労働大臣が定める基準に適合する身体障害者等能力開発訓練施設で雇用する(新規雇入れを含む)身体障害者等に訓練を受講させる。		賃金相当額の3/4
4	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 イ第1種重度障害者施設設置等助成金	1.新規雇入れ重度身障者等5人以上 2.重度身障者等10人以上	重度身体障害者 精神薄弱者	2/3
	ロ第2種重度障害者施設設置等助成金	1.重度身障者等10人以上かつ雇用割合3/10以上 2.事業施設等の改善		
5	重度身障者職場適応助成金	1.重度身障者、45歳以上の身障者又は重度の精神者の雇入れ 2.適切な職場適応のための措置	重度身体障害者、45歳以上の身体障害者、重度の精神薄弱者	

Ⅶ 機能障害・能力低下・社会的不利の定義と特徴(WHO)

区分	機能障害 (形態異常を含む) impairment	能力低下 disability	社会的不利 handicap
定義	保健活動の経験の中では、機能障害とは心理的、生理的又は解剖的な構造又は機能のなんらかの喪失又は異常である。	保健活動の経験の中では、能力低下とは、人間として正常とみなされる方法や範囲で活動していく能力の、(機能障害に起因する) なんらかの制限や欠如である。	保健活動の経験の中では、社会的不利とは、機能障害や能力低下の結果として、その個人に生じた不利益(disadvantage)であって、その個人にとって(年齢、性別、社会文化的因子からみて) 正常な役割を果たすことが制限されたり妨げられたりすることである。
特徴	機能障害は、一時的又は永続的な喪失又は異常によって特徴づけられる。ここには四肢、器官、組織、又は精神機能系を含むその他の身体構造の奇形、欠陥、喪失も含まれる。機能障害は病理的状态の表面化(exteriorization)を示し、原理的に器官レベルの変調(disturbances)を表す。	能力低下の特徴は、人々が通常行っている活動遂行や行動が、過剰であったり不足していたりすることである。ここには一時的又は永続的なもの、可逆的又は不可逆的なもの、進行的又は退行的なものが含まれる。能力低下は機能障害の直接的な結果として起こり、あるいは身体的感覺的又はその他の機能障害に対する個体の反応、特に心理的な反応として起こる。能力低下は機能障害の客観化(objectification)を示し、人間レベルの変調(disturbances)を表す。 能力低下は、一般に日常生活の基本的な構成要素とされている複合的な動作や行動の、能力に関係している。例えば、適切な態度での行動、身辺処理(排せつのコントロール、清潔や食事の能力など)、その他の日常生活動作、そして(歩行などの)移動動作などがうまくできないことが含まれる。	社会的不利とは、ある個人の状態や経験が標準からかけはなれている場合に、その状態や経験に対してなされる価値評価にかかわるものである。それは、その個人の活動や状態と、その個人自身あるいは彼の属する特定のグループの期待との間に見出される不一致として特徴づけられる。社会的不利とはこのように機能障害や能力低下が社会化したものであり、個人にとっての、機能障害や能力低下の文化的、社会的、経済的、環境的な結果を表す。 不利益はその個人の世界が持つ期待や標準に合わせることに失敗したり不可能だったりするときに生ずる。社会的不利はこのように「生存するための役割」と呼んでもよいような役割を果たす上で障壁(interference)があるときに生ずる。

資料 厚生省大臣官房統計情報部「WHO国際障害分類試案」(仮訳)1984